

平城京に住まう人びと — 貴族と役人の生活 —

都城発掘調査部 主任研究員 和田 一之輔

はじめに

奈良時代の首都、平城京。碁盤目状の街路をもつ計画都市であり、政治的に人びとを集住させた、いわば国家がつくった政治都市だ。行き交う人びとの喧騒のなか、寺塔が都の空を彩ったことだろう。

こうした平城京の印象を、もうすこし具体的に思い描けるよう、人口と宅地に注目して、平城京に住む人びとの生活を紐解いてみよう。

1. 人口と住民構成

平城京にはどのような身分や職種の人びとが住んでいたのか、そしてその人口はどの程度だったのか。そこから話を始めよう。

住民構成 天皇と皇后は、采女や内侍司といった275人にもおよぶ宮人とともに平城宮内裏に住んでいた。いっぽう、天皇の親族といえる皇族たちは、平城京に居を構えた。天皇の子弟である親王・内親王、さらにその子孫である弟王や女王たちだ。平城京に遷都した当初には、天武天皇の子の新田部親王、天武天

皇の孫の長屋王らがおり、『続日本紀』には20名ほどの皇族の名がみえる。

平城京の住民といえば、やはり役人(官人)だ。役人には、5位以上の位階をもつ貴族、6位以下の下級役人である長上官がいる。それぞれ定員が定められており、貴族が120名程度、長上官は600名程度となる。遷都当初には92名の貴族の名がみられるが、著名なところでは、藤原(中臣)鎌足を父にもつ藤原不比等、遣唐使として中国唐に渡った栗田真人たちがいる。『古事記』を撰述した太安萬侶は、従4位下までのぼりつめた。このほか、兵衛や舎人のような臨時の役人である番上官、位階をもたない無位の者もいた。そして、それぞれに家族がおり、奴婢もいたことだろう。

さらには、宮や寺院の造営現場や市などで働く人びと、寺院には僧尼がいたほか、^{ようえき}徭役として徴発された仕丁や衛士も一定期間平城京に住んだ。平城京には実にさまざまな住民がいたわけだ。

人口推計 平城京の範となった中国唐の長安城は

表1 平城京の人口推計

論 者 (発表年)	推 計 人 口	推 計 方 法
沢田吾一 (1927) 『奈良朝時代民生経済の数的研究』富山房	20 万人	〔人口比(明治期)〕1,400,000: 123,363 = 1,770,000: X ⇒ X ≒ 175,000 + α ≒ 200,000人 金沢(明治期)の面積1,400,000平方丈と人口123,363人、平城京の面積1,770,000平方丈(路面を除外) ^{*1} をもとに比例計算する。宝亀4年(773)「大政官符(賑給 ^{*2})」にみる高齢者数、総人口にみる東京(明治期)の人口比などで検証。 *批判…「賑給」という性格上、正しい人口状況を反映しているのか。
岸 俊男 (1983) 『飛鳥と宮都—人口の試算』『明日香風』7号	10 万人	〔史 料〕1,505 × 3 × 16.4 ≒ 74,000 + α ≒ 100,000人 史料をもとに藤原京の総戸数を導きだし、面積比によって平城京の人口を試算する。藤原京に1,505戸があったとみなし ^{*3} 、平城京のそれを約4,500戸(面積約3倍 ^{*4})と推定し、これに1戸あたりの平均人数16.4人(天平5年(733)「右京計帳 ^{*5} 」(正倉院文書))で試算する。 *批判…史料の「烟」、「宮」への理解は妥当なのか。
田中 琢 (1984) (10万人よりも少ない) 『古代日本を発掘する 3—平城京』岩波書店	10 万人	〔発掘+史料〕6.7 × 8 × 1,150 ≒ 62,000 + α ≒ 100,000人 発掘成果をもとに居住可能地(宅地)を推算し、史料から得た居住人数で試算する。平城京の宅地を1,150町とし、成人男子1名あたりの家族人数は平均6.7名で(「右京計帳」)、成人男子8名以上で1町 ^{*6} 分なので ^{*7} 、1町あたりの最低人数8名 × 6.7名 = 53.6名で試算する。 *批判…京内にくまなく、連綿と居住していたのか。
鬼頭清明 (1992) 『古代宮都の日々』校倉書房 (2000『古代木簡と都城の研究』塙書房)	9.5 ~ 19.7 万人	〔発掘+史料〕707 × 16 × 7(あるいは14) = 79,184(158,368) + α ≒ 95,000人(197,000人) 発掘成果と史料をもとに庶民と下級役人(番上官以下)の居住可能地(宅地)を推算し、居住建物数と面積、1人分の使用面積(3㎡)で試算する。居住可能地1,132町、貴族の宅地425町、下級役人と庶民の宅地707町と推算し、下級役人と庶民の場合、平均して1/16町の宅地に1棟(23㎡)ないし2棟(46㎡)の住居建物があり、7人ないし14人が居住していたとして試算する。 *批判…下級役人は家族も同居していたのか。
藤原京の宅地班給基準 右大臣 (2~3位) 4町 直広式(従4位下)以上 2町 直大参(正5位上) 1町 勤(6位)以下無位以上 上戸 1町(成人男子8人以上) 中戸 1/2町(4人以上) 下戸 1/4町(2人以上) *持続5年(691)12月戊戌朔己亥条	* (○位)は大宝律令制下での位階	*1…外京を含まない。 *2…高齢者、孤児、病人などの社会的弱者に稲穀や塩などを支給すること。 *3…『続日本紀』慶雲元年(704)年11月壬寅条「宅入宮中百姓一千五百五烟、賜布有差」。 *4…南北3.1km・東西2.1kmとする藤原京復元案(岸説)による。現在では、10条10坊(5.3km四方)とする案が有力である。なお、平城京は南北4.7km・東西4.3kmで東に張り出す部分(外京)がある。 藤原京は28km ² (岸説では6.5km ²)、平城京は24km ² 。 *5…課税台帳のこと。戸主が作成・提出するもので、戸の人数、性別、年齢等を記す。 *6…坪(132.5m四方)の広さを示す単位。1町は15,000㎡程度。 *7…『日本書紀』持統5年(691)12月乙巳条「賜右大臣宅地四町、直廣貳以上二町、大参以下一町。勤以下至無位、隨其戸口、其上戸口一町 中戸半町 下戸四分之一。王等亦准此」。
〔参考〕難波京の宅地班給基準 3位以上…1町以下、5位以上…1/2町以下、6位以下…1/4町 *天平6年(734)9月辛亥条		

「100万人都市」といわれるが、平城京の人口はどのくらいだったのか。20万人とも10万人ともいわれるが、残念ながら、はっきりと記す史料は残っていない。しかし、関連する史料や発掘調査成果を駆使して人口推計が試みられているので、それらを紹介しよう(表1)。

かつて定説ともされたのが、沢田吾一が推計した20万人説だ。平城京と同規模の面積をもち、近代化による爆発的な人口増加もみられない石川県金沢市における幕末明治期の人口をもとに、面積比に応じて比例算出するという方法である。

しかし、これでは平城京の人口密度が長安城のそれに近いこととなる点に疑問をもったのが、岸俊男だ。岸は史料をもとに藤原京の人口を推計し、面積比によって平城京の人口を10万人と試算した。また、田中琢は、居住可能な面積を割り出して、一定面積における平均居住者数を掛け合わせる方法をとる。結果、「10万人、むしろそれよりも少なかった」とみる。鬼頭清明はこの方法を踏襲しつつ、宅地と居宅の規模に着目した推計と階層構成に着眼した推計を試みた。9万5千人(95,158)、11万5千人(114,494)、14万2千人(142,531)、19万7千人(197,361)という4種類の人口推計を示し、「14万という算術平均より大きい数字が予想される」と説く。

このほか、推算方法は示されないが、5～6万人とみる論者も少なくない。田中が述べるように、人口推計は「推論に推論を重ねたもの」なので、推計結果の当否の判定は決して容易ではなく、「重ねて人口の推算を試みたとしても、より確実になるというわけではない」。現状では、数万人の誤差を含めた上で、10万人程度とみておきたい。

ところで、田中と鬼頭が示した人口推計に差が生じた理由のひとつには、平均的な宅地の規模をどの程度とみなすのか、という点がある。そこでつぎに、平城京における宅地の様相をみていこう。

2. 宅地の規模と配置

平城京の土地はいわば国有地であり、国家が臣民に土地(宅地)を分け与える(班給)制度であった。そして、当時は厳格な身分制社会であり、その身分(位階)に応じて宅地を班給された。つまり、宅地の班給には明確な基準があったのだ。

宅地の基準—位階と立地 平城京の宅地班給基準に関する史料は残されていないが、藤原京の宅地班給基準は『続日本紀』にみえる。右大臣(2～3位)は4町、直広式(従4位下以上)以上に2町、直大参(正5位上)以下には1町、勤(6位)以下無位以上では1町・1/2町・1/4町という具合だ(表1左下)。ちなみに、1町の広さは約15,000m²(4,500坪)となる。1/4町の宅地でも約3,750m²(1,125坪)となり、現代の感覚からすれば、想像を超えた広さだ。

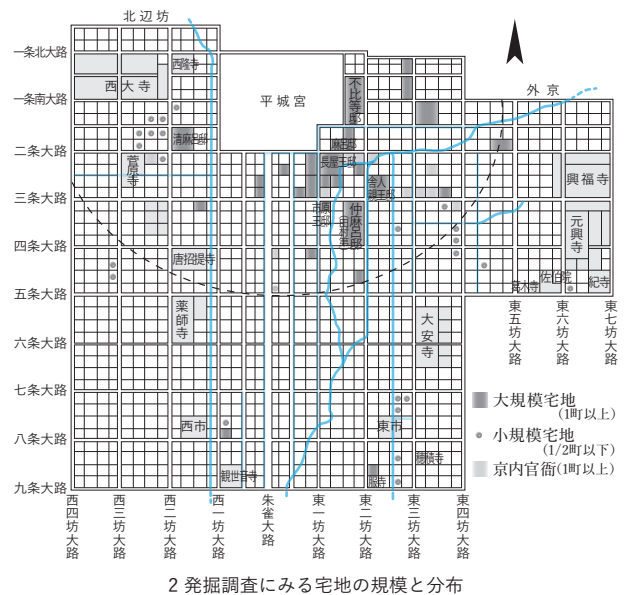
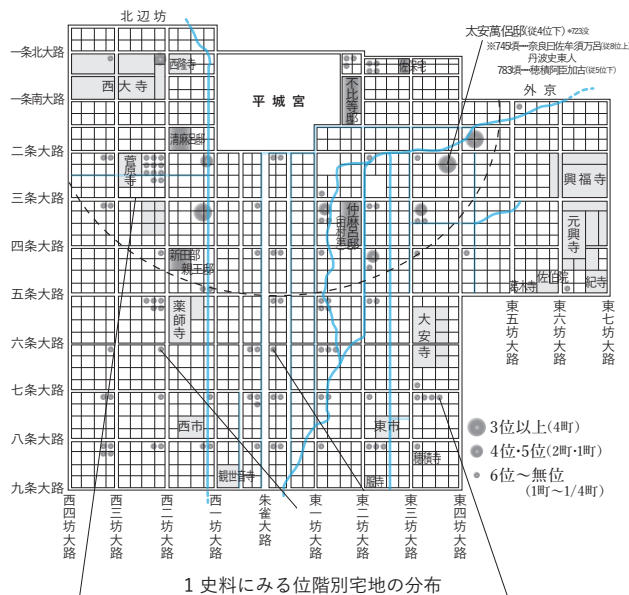
さて、この藤原京での基準が平城京にも適用されていたかどうかは、正確には不明だ。しかし、発掘調査成果を参照することで、平城京でも同じ基準が用いられていたと判断できる。まず、史料には100名余の貴族・役人の居住地が示されている。それらの分布をみると(図1-1)、貴族の宅地、つまり1町以上の宅地は5条以北に認められる。いっぽう、役人の宅地となる1町に満たない宅地は、宮から遠く離れた5条よりも南に展開する。この傾向が発掘調査成果(図1-2)とよく一致するのだ。

つまり、平城京の宅地班給基準は藤原京でのそれと同じであり、位階の高い貴族は宮に近い場所に大きな宅地をもち、位階の低い役人は宮から遠く離れた地に小さな宅地を与えられたと考えられる。その意味は理解しやすく、宮仕えを基本とする貴族・役人にとっては、平城宮に近いほど利便なわけであり、自然な対応といえる。

宅地の実態—貴族と役人 つぎに、発掘調査で判明した宅地の実例をふたつ紹介しておこう。

貴族の一例として、長屋王の宅地をみよう。長屋王は、天武天皇の子の高市皇子(太政大臣、広浄壺)を父にもつ。遷都当初は従三位の式部卿(後に左大臣、正二位)であり、その邸宅が平城宮のすぐ南で発見された。4町占地の大規模宅地で、塀によっていくつかの区画(郭)にわけ、官衙を思わせるような整然とした建物配置をもつ(図1-5①)。なお、神亀6年(729)に自刃に追い込まれた後(長屋王の変)、その跡地は皇后宮職となり、さらには太政官厨家あるいは小規模宅地へと分割される。

もうひとつ、役人の一例として、左京八条三坊九坪を紹介しておこう。当地は東堀河が縦貫しており、東西に二分割されている。坪の東半では、東西溝によって土地を横長の区画に分割する。結果、1/8町な



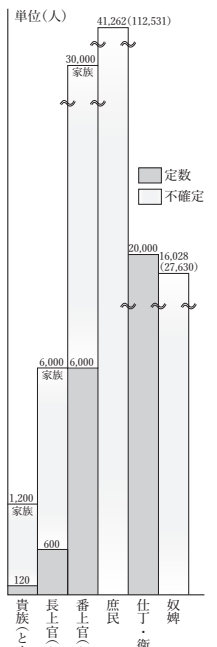
「右京計帳(733) 正倉院文書」
 ①15人(良10人賤5人) *戸主於伊美吉子首(従6位上)
 ②14人 ③20人 ④11人 ⑤25人
 ⑥9人 ⑦28人 ⑧13人 ⑨13人
 ⇒平均16.4人/戸

右京三条三坊
 戸主於伊美吉子首手実 天平五年
 去年計帳定良賤口拾伍人 男六 奴四人 女四人 婢一人
 今年計帳見定良賤小口拾伍人
 不課口拾肆人
 男伍人一人六位 四人小子
 女肆人
 賤口伍人 奴四人 婢一人
 課口老人
 見輪老人正丁
 課戸主従六位上於伊美吉子首、年漆拾玖、下野国薬師寺造司工
 嫡子於伊美吉豊人、年拾肆、小子
 男於伊美吉伊賀麻呂、年肆拾六、正丁左下唇黒子
 女於伊美吉酒刀自売、年參拾式、正女左唇黒子
 ……
 奴小黑栖、年漆
 婢乎売、年漆拾參 和銅七年逃
 正丁一 天平五年七月十二日文進伊賀麻呂
 百二十 紙二 令大初位下尾張連牛養勘守部小床

「月借錢解(773) 正倉院文書」
 謹解 申請月借錢事
 合六百元 加利別月九十文 在販屋二間 在左京八条四坊
 買物家一區地並之二 加本利俱進上 注狀謹解
 右件錢 限二箇月内 宝龜四年四月五日 山部針間万呂
 償 山部諸公
 証 高向小祖
 ※748 山部宿禰安万呂(正6位下)の家族(左京八条一坊)
 優婆塞一沙弥(在俗) *正7位下～少初位下

「家屋資財請返解案」唐招提寺文書
 解 申依父母家并資財奪取請□事
 某姓△甲 左京七条一坊□□ 外従五位下△甲
 合家肆区 一區无物 □在左京七一坊
 老区板倉參宇 二字幅積満 一字幅物積 並在雜物□□
 草葺屋一字 板屋二字 草葺口敷裏屋一字 (板倉)
 在右京七条三坊 老区 板屋二字 草葺口敷裏屋一字 所□□□
 在右京七条三坊 老区 板屋二字 草葺口敷裏屋一字 所□□□
 草葺屋一字 並空 釜一口 馬船二隻 (在大和)

*役人の定員 10,483人
 *資人(使用人):
 一品親王 160人
 一位 100人
 太政大臣 300人
 左右大臣 200人
 大納言 100人
 *大安寺:僧 473人
 沙弥 900人
 『大安寺通記資財帳』
 *大仏開眼:僧 1,000人
 沙弥 9,000人



【挿図出典】
 1・2: 井上和人・館野和巳ほか編 1998『なら平城京展』奈文研(46・47頁), 近江俊秀 2015『平城京の住宅事情』吉川弘文館(図31・32・42)をもとに作成。
 3: 鬼頭清明 1992『古代宮都の日々』校倉書房(225頁の表), 田辺征夫 2002『遷都当初の平城京をめぐる一・二の問題』(198頁の表1)をもとに作成。
 4: 鬼頭 1992(152頁の表1・2)をもとに作成。
 5: 各報告書をもとに作成。
 釈文: 橋本義則 1987『「唐招提寺文書」天之巻第1号文書「家屋資財請返解案」について』, 丸山裕美子 2010『正倉院文書の世界』, 近江俊秀 2015『平城京の住宅事情』などを参照。

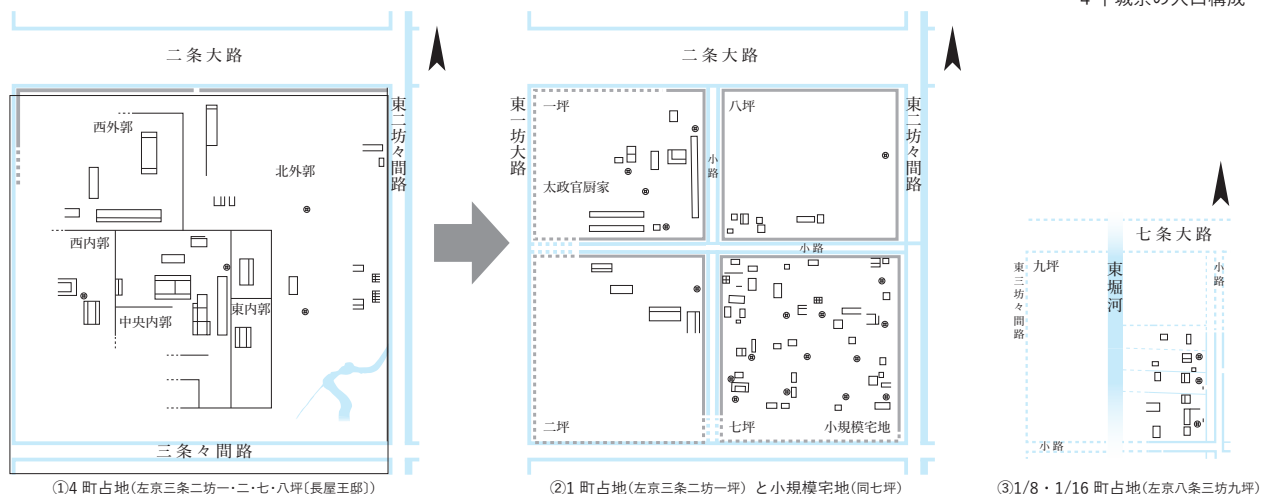
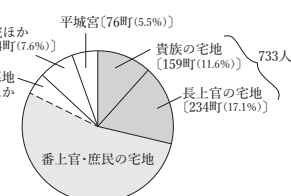


図1 平城京の宅地配置と規模

いし1/16町の宅地をつくりだし、2～3棟の建物と井戸1基をもつ。

なお、奈良時代後半では、1/32町あるいは1/64町という零細な宅地が発掘調査で確認されている。また、宝亀3～6年(772～775)の「月借錢解^{げつしやくせんげ}」には「十六分之半」(1/32町)や「十六分之四一」(1/64町)という記載があり、史料と発掘調査成果が一致するとともに、宅地の基本単位が1/16町であったことがわかる。

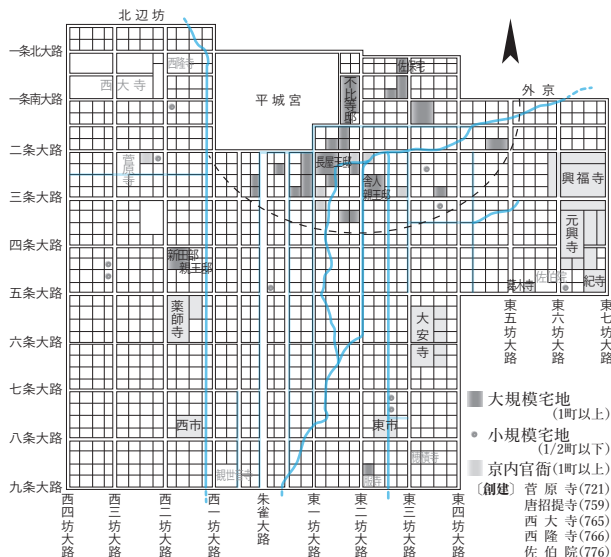
宅地からみた平城京 宅地という側面から平城京の特徴をひとつ示してみたい。そのために、さきにみた宅地班給基準と、「官位令」に定められた位階別の定員数をもとに、平城京造営にあたって計画された貴族と役人の宅地面積をもとめてみよう。

従3位以上が13名(×4町)、4位が15名(×2町)、5位が77名(×1町)、という具合に計算をかさねていけば、貴族・役人733名で400町程度となる。平城京の居住可能面積は1,150町ほどなので、平城京の敷地のうち約40%ほどが貴族や役人のための宅地として用意されていたわけである(図1-3)。平城京が「中央官人の居住地」といわれ、「貴族・官人を強制的に集住させ、勤務形態を安定させる」と理解されるゆえんである。

3. 定説への疑問と課題

ここまでみてきた平城京の宅地事情をまとめると、位階に応じた宅地班給基準にもとづき、位階の高い人物ほど宮に近い広大な宅地を班給された、となる。位階の低い役人は、平城宮から離れた狭小な宅地に住んでいたことになる。こうした理解は定説となっているが、なんら疑問が示されてこなかったわけでもない。

当初より官人を集住させる意図があったにもかかわらず、遷都当初の居住実態はきわめて低い状況(図2)であつたり(田辺征夫)、位階が上昇した場合より



【挿図出典】
田辺征夫 2002『遷都当初の平城京をめぐって・二の問題』(図3・別表2)、
近江俊秀 2015『平城京の住宅事情』吉川弘文館(図32・表8)をもとに作成。

図2 平城京遷都当初の宅地配置と規模

広い宅地が与えられるのか(館野和己)、長屋王は従3位にもかかわらず、なぜ宮南方の一等地が与えられたのか(近江俊秀)、などだ。容易に解答が得られず、未解決のままで。

平安京では、宮の周辺には、貴族の邸宅ばかりではなく、造営関係官衙の官衙町(諸官衙に配される現業機関)や宿所町といった諸司厨町が存在する。また、平安京では「四行八門制」が成立し、1/32町が宅地の基本単位となる。平城京の宅地事情が固定的で不変なものではなく、変化していく流動的なものであったと考えなければ、両京の歴史的な連繫を見失いかねない。

おわりに

事象の傾向はたしかに把握されつつも、すべての現象を説明しうるほどに盤石な定説を構築することはむずかしい。蓄積された膨大な情報を整理し、読み解く作業は、これからもつづきそうだ。



和田 一之輔(わだ・かずのすけ)

都城発掘調査部 主任研究員

1978年 愛知県生まれ

2004年 大阪大学大学院文学研究科修了

2005年 奈良文化財研究所研究員に採用

2019年 現職

現在の専門は、日本考古学